

平成24年6月28日

武生交通圏タクシー特定地域協議会

武生交通圏のタクシー協議会における地域計画の作成
について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）」（平成21年法律第64号）の施行に基づき、平成24年3月30日国土交通省告示第130号により特定地域に指定された武生交通圏におけるタクシー特定地域協議会において、今般、別添のとおり「地域計画」が作成されましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)

武生交通圏タクシー特定地域協議会

事務局

中部運輸局 福井運輸支局（輸送監査担当）平谷、本田

TEL 0776-34-1602

社団法人福井県タクシー協会

勝木

TEL 0776-34-1722

武生交通圏における地域計画の作成について

1. 概要

武生交通圏タクシー特定地域協議会においては、平成24年5月30日に第1回協議会を開催し、タクシー事業の現況の分析、地域計画の作成に向けた検討を行い、各界から参加頂きました構成員により活発な議論を行ってまいりました。

平成24年6月25日（月）の第2回協議会において、協議会参加構成員全員の合意を得て、「武生交通圏タクシー地域計画」を作成いたしました。

今後、この地域計画の作成を受け、同交通圏内のタクシー事業者は特定事業計画（減車・休車等の事業再構築を含む。）認定申請を国土交通大臣等に対して行うことが可能となりますが、数多くのタクシー事業者がタクシー事業の適正化・活性化のための計画を策定し、取り組むことを呼びかけるとともに、協議会としては、その進捗状況についてフォローアップしてまいります。

2. 協議会について

・ 検討経緯

平成24年5月30日 第1回協議会（設立、地域計画案の提示、検討等）

平成24年6月25日 第2回協議会（地域計画の策定）

・ 構成員の概要

会 長 牟田 光良 （中部運輸局福井運輸支局長）

副会長 鎌田 貞男 （社団法人福井県タクシー協会会長）

座 長 川本 義海 （福井大学大学院工学研究科准教授）

- 添付資料
- ・ 武生交通圏タクシー特定地域協議会構成員名簿
 - ・ 武生交通圏タクシー地域計画

武生交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿

福井県 総合政策部 交通まちづくり課長	河上 芳夫
越前市 企画部政策推進課 公共交通対策室長	藤原 義浩
越前町 まちづくり課長	出口 俊一
南越前町 企画財政課長	今村 正之
池田町 総務政策課長	内藤 優
社団法人福井県タクシー協会長	鎌田 貞男
福鉄商事株式会社 代表取締役	村田 治夫
株式会社丸越タクシー 代表取締役	小嶋 邦裕
池田観光株式会社 代表取締役	板倉 広和
有限会社今庄タクシー 代表取締役	野崎 憲三
山海交通株式会社 代表取締役	水島 勘平
全国自動車交通労働組合連合会	
福井地方連合会 執行委員長	長谷川 敏男
越前市自治連合会 理事	上嶋 善一
武生観光協会 副会長	山本 信義
福井大学大学院 工学研究科 准教授	川本 義海
福井労働局 労働基準部 監督課長	江口 勇次
鯖江警察署 署長	奥田 靖彦
越前警察署 署長	山口 博通
中部運輸局福井運輸支局 支局長	牟田 光良

(順不同、敬称略)

武生交通圏タクシー地域計画

武生交通圏タクシー特定地域協議会

平成24年6月25日

I. はじめに

この地域計画は、武生交通圏における公共交通機関としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、この地域のタクシー事業の適正化・活性化に向けた総合的な取り組みを定めるものである。

また、この地域計画の策定に当たっては、武生交通圏の輸送ニーズやタクシー事業の実情を把握し、それらに的確に対応した取り組みを基本とすると共に、供給過剰の進行によりタクシーの公共交通としての機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じ新たなタクシーの有効活用、運転者の労働条件の改善・向上、供給過剰状態の解消などの対策について定めることとした。

II. タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

1. 武生交通圏におけるタクシーの位置付け、果たすべき役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であり、特に次の①～③のような優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができることから、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力維持にも資する公共交通機関である。

- ①地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる
- ②面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い
- ③深夜など時間を選ばずにいつでも誰もが利用できる

また、高齢社会の進展等、今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待されるとともに、観光施策を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されている。

特に、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した地域密着型の生活支援、移動制約者の移動手段の確保、まちづくり・都市政策等一体となった移動機能の向上等、それぞれの地域において、タクシー機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

2. 武生交通圏におけるタクシー事業を巡る現状の分析

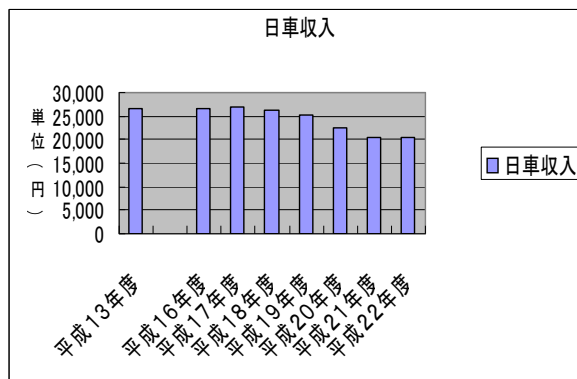
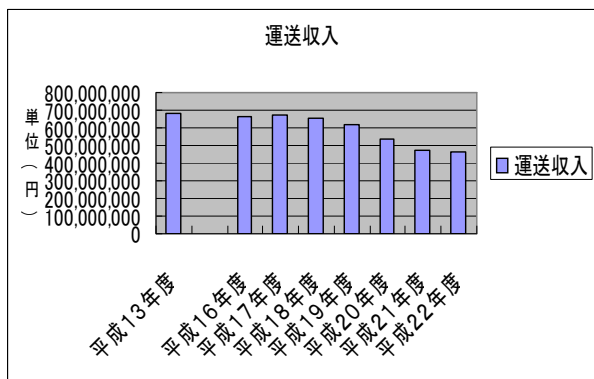
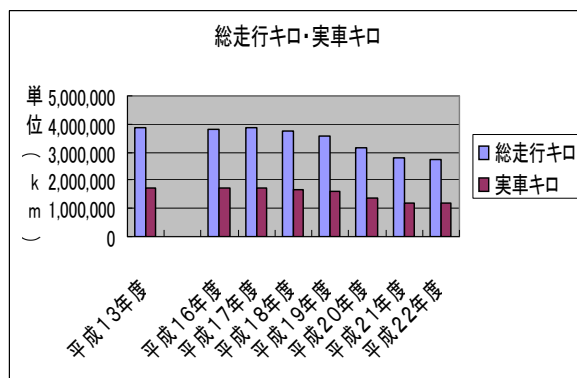
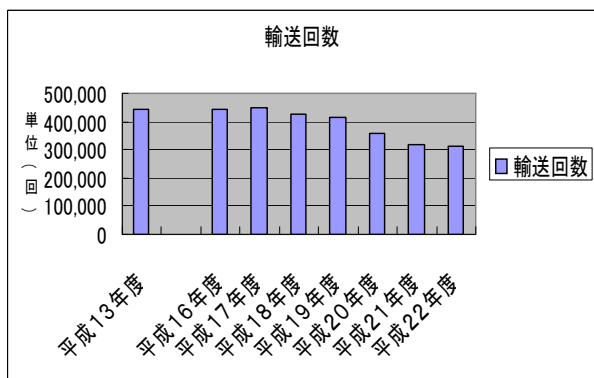
①タクシー需要の減少

自家用自動車の増、運転代行の増及び景気の悪化等により、輸送回数、運送収入などの輸送需要の減少に歯止めがかからない状況となっている。

平成14年2月の道路運送法の改正による需給調整の撤廃により、需要と供給のバランスに大きな変動が生じている。

【平成13年度→平成22年度の輸送実績の推移】武生交通圏

年度 項目	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成13年度と平成22年度との比較
輸送回数	441,116	440,843	447,740	427,799	413,964	360,417	320,274	312,779	△27.4%
総走行キロ	3,859,395	3,836,596	3,866,799	3,750,964	3,588,605	3,171,636	2,826,300	2,748,926	△26.8%
実車キロ	1,734,252	1,713,516	1,717,311	1,654,719	1,580,156	1,383,154	1,219,093	1,176,391	△29.8%
運送収入	683,659,450	667,776,720	671,790,650	650,406,700	617,923,200	539,393,910	472,778,330	459,626,810	△30.8%
日車収入	26,751	26,761	26,797	26,397	25,365	22,529	20,498	20,316	△24.1%
車両数	96	94	94	94	93	92	90	90	△6.3%



②運転者の労働条件の悪化

車両台数の減少はわずかであるのに対して、運送収入の大幅減少等により、運転者一人当たりの賃金は低下する傾向であり、平成23年度における福井県下におけるタクシー運転者の年間賃金は、242.9万円（平均年齢58.3才）と全産業の男子平均賃金470.1万円（平均年齢43.8才）と比較して大きく下回っている。

また、平成23年度の年間労働時間は、2,292時間と全産業労働者の男子平均2,220時間を上回っている。

③運賃の改定状況

平成8年に7.7%の運賃改定し、以後改定していない。

また、平成20年5月に運賃改定申請したが、審査期間中取り下げがあり、平成21年8月申請は却下された。

3. 地域公共交通機関としての業界のこれまでの取組

(1) タクシーサービスの活性化

① 運賃の公共的割引の実施

【制度】

・身体障害者、知的障害者割引 1割引 全社実施

② 福祉タクシーの取り組み

車椅子・一般タクシー兼用車を導入し対応を図っている。

武生交通圏における導入状況 3社 3両

③ 観光タクシーの実施

平成22年4月より観光タクシーの「駅から観タクン」をJR武生駅にて、JR鉄道を利用して越前市へ来られた方の観光のための二次交通として運行開始。

・予約なしで、駅にて客待ちのタクシーを利用（駅にて乗車券購入）

・運賃は通常の半額

・あらかじめ、2時間の観光コース設定

【平成22年度及び平成23年度の実績】

駅名	コース名	平成22年度	平成23年度
JR武生駅	①越前和紙の里コース	6	6
	②万葉の里味見のコース	5	6
	③刃物の里と越前府中まちなかコース	7	3
合計		18	15

※福井交通圏においては、JR芦原温泉駅、JR福井駅、JR鯖江駅にて実施

④ タクシー車内禁煙化の実施

平成21年1月より、健康増進法を受けて、不特定多数のお客様が利用される公共交通機関として、受動喫煙防止や快適な車内空間の維持のため、県下一斉に全車両禁煙化を実施している。

⑤ 車内備品等の備え付け（傘等）

タクシーを利用された方が、突然の雨、雪で困っている場合、タクシーに備え付けの傘を貸し出す（無料）サービス実施。傘の返却については駅等で近くのどのタクシーでも良いこととしている。

⑥ タクシー代行の導入

飲酒運転防止及び「乗って安心・安全」の観点から、タクシー代行を実施。

⑦ 便利タクシーの実施（救援事業）

体の不自由な高齢者等を対象に病院の予約や薬の受け渡し等、買い物代行等をタクシーが行う「救援事業等」のサービスを実施。

(2) タクシーによる地域貢献

① 「タクシー子供110番」実施

子どもを様々なトラブルから守り、安全・安心な地域社会の実現のために、24時間走り続けるタクシーの特性を活かし、タクシー無線を活用して「タクシー子供110番」活動を実施。

- ② 地域密着型生活支援として乗合タクシー（コミュニティーバス）の運行
路線バスの廃止の後の代替バスやコミュニティーバスとして、タクシー事業者がタクシー車両を使って運行している。

（３）タクシー事業経営の活性化、効率化

タクシーが公共交通としての使命を達成するため、次の経営の活性化、効率化に向けた取り組みを行ってきた。

- ① タクシー無線のGPS-AVM機器の導入による効率的な配車
- ② 地域生活交通への乗合タクシーの活用

（４）タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善、向上

タクシー運転者の資質向上を図る上で重要な労働条件の改善等について、次の取り組みを行ってきた。

- ① 労働関係法令等の研修の実施
- ② 事業経営者による平均賃金等の把握

（５）環境問題の改善

タクシーの交通問題と環境問題について、次の通り取り組みを行ってきた。

- ① 道路交通関係行政機関に対する道路改善の要望
- ② アイドリングストップ運動の推進
- ③ 低燃費LPG車の導入

（６）安全性の維持向上

- ① 「運輸安全マネジメント」制度の活用と導入の推進
- ② 「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づく交通事故の削減
- ③ 優良運転者に対するタクシー協会会長表彰の実施
- ④ タクシー運転者の防犯対策として、タクシー車両に「防犯仕切板」装着実施

4. 取組の方向性

武生交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適性化、活性化を図るための目標を次のとおり定め、目標を実現するためにタクシー事業者及び関係機関は特定事業及びその他事業に取り組むこととする。

- タクシーサービスの活性化
- タクシーによる地域貢献
- 事業経営の活性化、効率化
- タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- 環境問題の改善
- 安全性の維持・向上
- 過度な運賃競争への対策

※「特定事業」とは

一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

Ⅲ. 地域計画の目標

1. タクシーサービスの活性化

長期的に輸送需要が低迷するなか、タクシー需要の適正化を図る上で、タクシー事業者が地域の輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した運営を図ることを目標とする。

(1) 観光タクシーの推進

観光推進を図る上で武生交通圏においては、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高く、運転者の接遇もてなしの精神の向上はもとより、観光に関する幅広い知識やそれを利用者伝える技術の習得等を図ることが求められる。具体的には接遇や観光に対する運転者講習会等の充実を図ることにより、良質なサービスの提供を図る。

また、地域内でイベント等が開催される際は関係市町等と連携を密にし、鉄道駅等へのタクシー配置を増強することにより、観光客の円滑なアクセス体勢に寄与する。

(2) タクシー車両を使用した乗合タクシー（デマンド含む）の推進

電車、バス等の他の公共交通機関の空白地帯が多い当該地域においては、地域住民の生活の足としてタクシーの重要性は極めて高く、地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を使用した乗合タクシー導入の検討を行うなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する。

展開の方法として、事業者自らが地域密着型生活支援サービスとしてのタクシー車両の利用方法等について直接地方自治体等へ提案するとともに、地域公共交通会議等に積極的に参画できるよう働きかける。

(3) ケア輸送の推進

障害者等の移動制約者を目的地までの確に運ぶことは、ドアツードアーの輸送の特性であるタクシーにとって、真に求められている輸送サービスの一つであり、近年全国的に広がりを見せている子育てタクシー（就労中の親の代わりに子供を目的地まで輸送するサービス）などに対する場合も同様である。タクシー事業者は地域社会の要請を十分くみ取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高いサービスの向上を目指した活性化策を推進するものとする。

また、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入を検討し、あらゆる利用者がタクシーを利用できる環境作りに努める。

(4) 便利タクシー等の拡大

高齢者等を対象に病院の予約や薬の受け渡しや買い物代行等タクシーが行う「救援事業」のサービスを行う事業者を拡大する等の、高齢者向けのサービスを拡充する。

2. タクシーによる地域貢献

安心して快適な地域生活の確立において、タクシーに期待される地域貢献を行っていくことが重要である。

その方策として、鉄道や路線バスによる輸送サービスが提供されていない時間帯における輸送ニーズへの対応や、高齢化社会の進展に伴いその必要性が増大している福祉輸送に対し積極的な対応を図っていく。

また、飲酒運転防止などの観点からタクシーによる運転代行を広く周知するとともに、無線や機動性といったタクシーの特性を生かした地域の防犯活動・安全対策への貢献を図っていく。

さらに、タクシー車両の運行中に道路や周辺環境に異変等を発見した際は、関係機関に迅速に連絡する連携体制を確立し、地域の情報機関としての貢献も図っていく。

3. 事業経営の活性化、効率化

タクシー事業の効率的な事業運営のためには、車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備（営業所、車庫、無線設備等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。そのため、各タクシー事業者においては、事業用施設共用化、共同配車等の構築や複数企業の協業化、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー運転者の労働条件の悪化を防止し、事業者、事業者団体のみならず国や地域関係者を含め、それぞれの立場から法定労働条件の遵守はもとより、賃金等に関し必要な対応を図ることとする。

具体的には、賃金や労働時間に関しタクシー運転者と他産業の平均賃金や労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。

なお、交通政策審議会の「タクシー賃金システム等懇談会」において、タクシー運転手の賃金制度等のあり方について答申されているところであり、今後、本懇談会の報告を踏まえた対策を検討することとする。

また、優良な運転者を確保するため、タクシー事業を魅力ある職場とするとともに、若年運転者の育成に取り組むこととする。

5. 環境問題の改善

(1) デジタル式GPS-AVMシステムの導入による効率的配車により無駄な走行の削減を図る。

(2) 環境対応車（EV、ハイブリット、低燃費LPG等）の積極的な導入等により、政府の目標達成に貢献できるよう取り組むこととする。

(3) 環境負荷の軽減を図るためグリーン経営認証の拡大を図る。

6. 安全性の維持・向上

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うこと、社会的な信頼を向上していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車の死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目指すべく、国、事業者個々が実施すべき施策を取りまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」

を平成21年3月に策定したところであり、武生交通圏においても当該目標を達成するべくタクシー事業者が安全対策に取り組むのはもちろんのこと、行政機関等関係者も不断の取組を実施することとする。

7. 過度な運賃競争への対策

運賃競争は、消費者の利益にかなう一方で、過度な運賃競争が行われた場合、運転者の労働条件や安全性の確保のための経費の削減が生じやすく、不当な競争を引き起こす恐れがあると共に安全性やサービスの質の低下を通じて利用者に不利益をもたらす恐れがあり、適切な対応を目標とする。

◆上記の目標達成のため必要となる供給過剰状態の解消

武生交通圏では、中部運輸局が提示した適正と考えられる車両数を斟酌し、関係者は上記1～7の目標を達成するために需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力の減少等供給過剰状態の解消に努める必要がある。

具体的な効果として、環境問題問題の解消及び運行の効率化による事業経営の活性化、効率化並びに日車営収の増加による労働条件の改善等が図られるなどのタクシーの公共交通機関としての機能の向上が図られる。

ただし、その際には、利用者の利便性をそこなうことがないように、また、タクシー運転者が職を失うなど労働条件を不当に変更することのないように留意する必要がある。

IV. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

この協議会は、前記Ⅲ. に掲げた地域計画の目標達成のための特定事業及びその他の事業に関する事項を次のとおり定める。

協議会構成員であるタクシー事業者は、特定事業計画の作成に関し、単独又は協同で行おうとする特定事業を以下の項目から積極的に多数選択し取り組むものとする。

1. タクシーサービスの活性化

・特定事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1) 観光タクシーの推進、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「駅から観タクン」の利用促進を図る ・その他の観光タクシーの導入の検討を行う ・イベント開催等の情報を共有し、鉄道駅等へのタクシー車両の配置増強等の連携を図る 	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体 関係観光協会	平成24年～
(2) 運転者向け講習	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇や観光に対する運転者講習会 	タクシー協会	平成24年～

会の実施	を実施する	タクシー事業者	
(3)乗合（デマンド含む）タクシーの推進	・乗合（デマンド含む）タクシーの導入促進に向け検討する	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	平成24年～
(4)ケア輸送等の推進	・車椅子対応車の導入の拡大を図る ・UDタクシーの導入を検討する	タクシー事業者	平成24年～
(5)便利タクシー等の拡大	・救援事業等の高齢者等を対象としたサービスの拡大を検討する	タクシー事業者	平成24年～
(6)タクシー代行の拡大	・飲酒運転防止に役立つタクシー代行の拡大	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～
(7)短距離利用歓迎PR	・短距離、ワンメーターを歓迎する利用者へのPR	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～

2. タクシーによる地域貢献

・特定事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)タクシー運転代行のPR	・タクシーによる運転代行をPRし促進を図る	タクシー事業者	平成24年～
(2)道路等の周辺環境維持への協力	・タクシーの走行中に道路や周辺環境に異変等を発見した際は、関係機関に迅速に連絡する	タクシー事業者	平成24年～

・その他事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)子育て支援活動の充実	・子供を守る支援活動である「タクシー-子供110番」を充実、徹底する。	タクシー事業者	平成24年～
(2)高齢者等の捜索活動への協力	・徘徊高齢者などの捜索に協力する	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～
(3)事件の捜査活動等への協力	・振り込め詐欺未然防止等への協力等を実施する	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～

3. 事業経営の活性化、効率化

・特定事業

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)経営の合理化	・事業用施設の共用化、共同配車等導入の検討を行う	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～
(2)深夜時間帯の勤務シフトの効率化	・深夜の時間帯の輸送需要に対応した効率的な運営方法の検討を図る	タクシー事業者	平成24年～
(3)健康管理の徹底	・運転者の常時健康管理を実施する	タクシー事業者	平成24年～
(4)デジタルGPS・A	・デジタルGPS・AVMを導入し、効	タクシー事業者	平成24年～

VMの導入	率的な配車を行う。		
-------	-----------	--	--

4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

・特定事業

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1) 運転者の労働環境の改善	・悪化している運転者の賃金、労働時間などの改善のための研修会等の開催及び改善策を検討する	タクシー協会 タクシー事業者 労働局	平成24年～
(2) 深夜時間帯の勤務シフトの効率化	・深夜の時間帯の輸送需要に対応した効率的な運営方法の検討を図る	タクシー事業者	
(3) 運転者の安全及び健康診断の充実等	・ドライブレコーダー、防犯仕切板(防犯基準適合)等の導入の拡大を図る。 ・運転者の高齢化を踏まえ、健康診断項目の充実を図る。 ・防犯訓練の実施等防犯体制の強化を図る。	タクシー協会 タクシー事業者 警察	平成24年～
(4) 若年労働者の積極的な雇用の促進	・タクシー事業を魅力ある職場とするよう労働条件等の改善を行い、若年労働者の雇用の促進する。	タクシー事業者	平成24年～
(5) 福利厚生施設等の充実	・休憩室や仮眠室などの施設を充実させ、働きやすい職場とする。	タクシー事業者	平成24年～
(6) 女性が働きやすい職場環境の整備	・女性専用更衣室の設置等女性が働きやすいように職場環境を整備する。	タクシー事業者	平成24年～

5. 環境問題の改善

・特定事業

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1) アイドリングストップ運動の推進・徹底	・アイドリングストップ運動の推進・徹底を図る	タクシー協会 タクシー事業者	平成24年～
(2) 低公害車の導入拡大	・環境対応車（EV、ハイブリット、低燃費LPG車等）の導入によりCO2の削減を図る。	タクシー事業者	平成24年～
(3) デジタル式GPS-AVMシステムの導入	・効率的な配車によりCO2の削減を図る。	タクシー事業者	平成24年～
(4) グリーン経営認証の取得事業者の拡大	・環境負荷の少ない事業運営を推進するためグリーン経営認証の取得事業者の拡大を図る。	タクシー事業者	平成24年～

6. 安全性の維持・向上

・特定事業

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1) 運輸安全マネジメントの普及・啓発	・運輸安全マネジメントの必要性を啓発し、普及を図る。	タクシー協会 タクシー事業者 運輸支局	平成24年～
(2) 事業用自動車総合安全プラン2009の徹底	・事業用自動車総合安全プラン2009の徹底を図る	タクシー協会 タクシー事業者 運輸局	平成24年～
(3) 安全運転講習会の受講	・安全運転講習会を受講し、安全運転を実践する。	タクシー事業者	平成24年～
(4) ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフの導入	・ドライブレコーダーやデジタル式タコグラフを導入し、機器を活用した運行管理や事故防止教育を実施し、安全意識の向上を目指す。	タクシー事業者	平成24年～

v. 特定事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

1. これまでの分析から明らかなように、武生交通圏のタクシーが公共交通として健全に機能し、Ⅲ. に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある供給過剰状態の解消に取り組み、合理的・効率的な経営体制の確立を図っていくことが必要である。
2. タクシー特別措置法では、「特定事業計画には、特定事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、法人の合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止）について定めることができることが規定されている。
3. また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。地域におけるタクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、タクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されている。
4. 以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討し、特定事業を進めることが必要不可欠である。